	業務名	内容	担当課	連絡先
1	大分県災害被災者住宅再建支 援事業	自然災害により住宅に被害があった場合に、被害程度により支援金を支給。 全壊・・・150万円〜300万円 半壊・・・100万円〜150万円 床上浸水・・・5万円	防災危機管理課	097-582-1140
2	住家被害用ブルーシート配布	暴風雨により住家に直接被害を受けた方に1世帯1枚まで配布。	防災危機管理課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
3	市県民税の減免 (住宅・家財の被災)	り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害 を受けた場合、一定の要件に基づいて令和4年度市県民税(納期未到来分) が減免	税務課 (市民税係)	097-582-1269
4	市県民税の減免 (農作物の被災)	農作物の減収による損失額(共済金等を控除する)の合計が平年の収入の 3/10以上となった場合、一定の要件に基づいて農業所得に係る令和4年 度市県民税(納期未到来分)が減免		
5	市県民税の減免 (所得減免)	失業又は疾病、倒産若しくは休廃業等により所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合又はこれに準ずると認められる場合、一定の要件に基づいて令和4年度市県民税(納期未到来分)が減免		
6	雑損控除の適用 (所得税確定申告 市県民税申告)	災害によって、資産について損害を受けた場合等には、令和4年分以降の個人所得税及び令和5年度以降の市県民税において、一定の金額の所得控除を受けることができる。 申告期間(令和5年2月16日~3月15日)の申告		
7	固定資産税の減免 (土地)	土地の被害(農地又は宅地が流出、水没、埋没又は崩壊した場合)面積が 当該土地の地積の10分の2を超えた場合には、損害の程度に応じて減免		
8	固定資産税の減免 (家屋)	倒壊や床上浸水の被害があった場合には、損害の程度に応じて減免 (床下浸水のみの場合は対象外)	税務課 (固定資産税係)	097-582-1138
9	固定資産税の減免 (償却資産)	災害を受けた償却資産の程度に応じて減免		
10	市税の徴収猶予	災害により減免になる市税以外の納付すべき市税があるときに、その納付 が困難なときは申し出により納期限の延長や分割納付が可能	税務課 (収納対策推進室)	097-582-1111

	業務名	内容	担当課	連絡先
11	印鑑登録証の再交付・再登録 の交付手数料の減免	印鑑登録証の再交付及び再登録の手数料を減免するもの。(※り災証明書 等の提示)	市民課	097-582-1111 内線1142, 1143
12	住民票の写し交付手数料の減免	災害等に関連した各種手続きの添付資料として使用する住民票の写しの手数料を減免するもの。(※り災証明書等の提示)		
13	農地・農業用施設等災害復旧 事業	降雨や洪水により被災した「農地等」を原形に復旧するための事業費の一部を国が負担する制度 現地を確認後、該当する箇所については、後日、市より連絡する。 一箇所の工事費用が40万円以上が対象	農林整備課 各地域整備課	庄内 097-529-7347 挾間 097-583-1111 湯布院 0977-84-3111
14	由布市単独災害復旧事業補助金(弔慰金)	上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、緊急に土砂の取り除きの必要があると認められる農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 事業費の2分の1を補助		
15	由布市農地等災害復旧事業補助金	上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、農地 又は農業用施設の復旧事業の事業費が13万円以上40万円未満のものに 対し、市が補助する制度 農地は100分の50 農業用施設は100分の65を補助		
16	由布市土地改良事業原材料支給	基準を満たした農道及び水路の改修工事を行う場合に、市が原材料費の一部を支給する制度 原材料費の2分の1を補助		
17	被災者緊急避難・市営住宅目 的外入居	災害により自宅に居住出来なくなった方	建設課	097-582-1273

	業務名	内容	担当課	連絡先
18	水道料金等の軽減又は免除	由布市水道事業に加入する使用者は、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害によって家屋が被害を受けた場合・半壊以上については、料金の全額を免除・準半壊については、料金の半額を免除・給水装置又は配水設備が流失したものについては、料金のうち基本料金を除いた超過料金分のみ全額免除 【免除期間】9月・10月分の料金に対して軽減又は免除	水道課	097-582-1328 内線2283、2284、 2285
19	消毒用消石灰配布	暴風雨により床下浸水の被害を受けた方に消毒用消石灰を配布。	環境課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
20	災害廃棄物仮置場の設置 (湯布院地区)	湯布院地区の、災害廃棄物(一般家庭分のみ)を対象として、塚原に一時保管所(湯布院町塚原3-8)を設置。 ・期間…9月20日(火)~9月27日(火)終了予定・時間…午前9時~午後4時30分 ※現地対応は、災害協定に基づきゆうびクリーンサポート(有)に委託。	環境課	097-582-1310
21	災害廃棄物の戸別収集	警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された地区を対象に、自治委員からの要請により災害廃棄物の戸別収集を実施。 ※回収については、ゆうびクリーンサポート(有)に委託。		
22	介護保険料の減免	一定の要件に基づき、令和4年度介護保険料(納期未到達分)を減免	高齢者支援課 (介護保険係)	097-529-7349
23	介護サービス費の減免	一定の要件に基づき、介護サービス費を減免	高齢者支援課 (介護保険係)	097-529-7349
24	消毒液配布	暴風雨により床上浸水の被害を受けた方に消毒液(オスバン)を配布。	健康増進課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111

	業務名	内容	担当課	連絡先
25	国民健康保険税の減免	一定の要件に基づいて国民健康保険税(納期未到来分)を減免		
26	国民健康保険の一部負担金免 除	一定の要件に基づいて医療機関窓口負担金を免除		
27	後期高齢者医療保険料の減免	一定の要件に基づいて後期高齢者医療保険料(納期未到来分)を減免	保険課	097-582-1121
28	後期高齢者医療保険料の一部 負担金免除	一定の要件に基づいて医療機関窓口負担金を免除		
29	国民年金保険料	一定の要件に基づいて国民年金保険料(納期未到来分)を免除		
30	保育所負担金徴収の減免	一定の要件に基づき、保育料を減免	子育て支援課	097-582-1262